

ひがし

通算第 117 号
2026.2.15 No.33

菊池事件

再審請求棄却決定

一月二八日に熊本地裁は菊池事件の再審の請求を棄却しました。菊池事件というのは、一九五二年、熊本県北部の村で元村役場職員の前刺殺体が見つかります。職員からハンセン病患者として通報されたこと恨んだとされる男性が逮捕されます。感染予防を理由に、ハンセン病療養所内の隔離された「特別法廷」で審理が行われました。男性は無実を訴えますが、

男性は、再審請求を繰り返しますが、一九六二年に死刑が執行された事件です

事件の背景と問題点として

当時のハンセン病への強制隔離政策と根強い偏見が捜査や裁判手続きに影響を与え、公平な審理が妨げられたといわれています。

また、「特別法廷」という隔離された非公開の法廷で、まともな弁護や証拠調べが行われなかったことなどが問題視されていました。

熊本地裁は、裁判のやり直し、再審の請求を棄却しました。男性を裁いた裁判に憲法違反があったことは認めましたが、再審開始の理由には

ならないと判断しました。

前にも書きましたが、この菊池事件と狭山事件はよく似ています。

徳田弁護士はこう指摘しています。第一の共通性は、偏見差別が作り出した冤罪事件だということ。第二は、捜査機関が致命的な失策を犯していること。第三は捜査機関による証拠の捏造が行われたこと。第四は身内を犯人にするとの脅しによって、うその供述が作られたこと。だとおっしゃっていました。

弁護団は二月二日に福岡高裁に即時抗告したそうです。

今後の行方に注目していきたいと思っています。